

外為令別表の9の項(3) (省令第21条第3項)
 通信に係る技術

該非用パラメータシート
 (通信・技術)
 様式 9-技3

(2/2)

質 問 事 項	回 答	備 考
<p><input type="checkbox"/> 第五号 動作周波数が3.7ギガヘルツ超4.3.5ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が1.0ワット(30ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 第六号 動作周波数が4.3.5ギガヘルツ超7.5ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が31.62ミリワット(15ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 第七号 動作周波数が7.5ギガヘルツ超9.0ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が10ミリワット(10ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が5パーセントを超えるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 第八号 動作周波数が9.0ギガヘルツを超えるものであって、ピーク飽和出力値が0.1ナノワット(マイナス70ディービーエム)を超えるもの</p> <p>(解釈) 「瞬時帯域幅」：他の動作パラメータを変えない状態で、出力が3デジベル未満の変化範囲にとどまる帯域幅をいう。</p> <p>(解釈) 「ピーク飽和出力値」：製品データシート中に参照されている出力、飽和出力、最大出力、ピーク出力又はピーク包絡線出力ともいう。</p>		
(判定) 以上の結果、標記省令第21条第3項に該当するか?(注)	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当	

(注) 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、
左欄のみにチェックされた場合は、当該技術が、
 標記外為令別表の9の項(3)(省令第21条第3項)に
非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、
 該当と判定される。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会 社 名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ) _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____